

小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申に関する答申

平成13年12月26日

消 防 審 議 会

平成13年9月26日付けで諮問のあった「小規模雑居ビルの防火安全対策」
について、別紙のとおり答申する。

平成13年12月26日

消防審議会会長
菅原進一

消防庁長官
中川浩明 殿

小規模雑居ビルの防火安全対策について

平成13年9月1日の新宿区歌舞伎町ビル火災は、延べ面積500㎡程度の小規模なビルで発生したにもかかわらず、44名の尊い命を奪い、昭和57年のホテル・ニュージャパン火災（死者33名）を超える大惨事となった。この火災がかかる大惨事となった要因としては、次のような消防法令違反があった等の事実が指摘できる（資料1参照）。

- ① 階段室の物品存置、避難訓練の未実施、消防用設備等の点検未実施等防火管理が不適切であったこと
- ② 自動火災報知設備のベルが停止されていた可能性が高いこと等により、火災の発見が遅れ、初期消火、通報、避難誘導等の初期対応を的確に行うことができなかったこと
- ③ 直通階段（屋内）が一本しかなく、当該階段からの出火であったため、避難経路を効果的に確保することができなかったこと
- ④ たて穴区画を構成する防火設備（防火戸）が閉鎖しなかったため、急激に火煙が店舗内に流入したこと

この火災を踏まえ、緊急に実施された全国の小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果、何らかの消防法令違反があるものが9割を超える等の事実が判明しており、これらの問題がこのビルに特有のものではなく、同種の小規模雑居ビルにおいて共通の問題であることを示している（資料2参照）。

このような小規模雑居ビルの防火安全対策に係る課題に鑑みれば、消防機関による違反是正の徹底、防火対象物の関係者による防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化を図ることが必要である。

【違反是正の徹底】

「国民の生命、身体及び財産を火災から保護する」（消防組織法第1条）ことをその任務とする消防庁及び消防機関は、かかる消防法令違反等について有効な対策を講じることができないままに、今回の大惨事が発生したことを重く受け止める必要がある。

消防機関は、消防法令違反等に対しては、改修計画提出の指示や警告等の行政指導、消防法による措置命令や使用停止命令、刑事告発等の手段を活用して違反処理を行うことができるが、現実には、防火対象物の関係者の自発的な違反是正を促す行政指導をその中心としてきている。しかし、今後は、個別の違反事案の火災予防上の危険性の程度、防火対象物の関係者の違反是正の意思や能力の有無、違反処理のための代替手段の可能性等に応じて、消防法による措

置命令や使用停止命令、刑事告発等をより積極的に発動し、迅速かつ効果的な違反処理を進めるべきである。

また、消防機関には、消防法により、防火対象物等の実態を把握し、防火対象物の関係者に対して火災予防上必要な指導を行うとともに、万一の出火に際しても被害を最小限度に止め得るよう立入検査の権限が付与されているが、この立入検査は全ての防火対象物について画一的に実施するのではなく、迅速かつ効果的な違反処理の実施という観点から、消防機関が有する防火対象物に関する情報をもとに火災予防上の危険性が高い防火対象物を重点的に実施していくべきである。そのためにも、立入検査を補完する仕組みが必要である。

さらに、防火対象物における火災予防上の危険性は、防火対象物の管理権原者のみが認識するだけでは十分でない。かかる大惨事の再発を防止するためには、火災による被害を受ける可能性がある防火対象物の周辺の住民や利用者が、自らの生命、身体及び財産を守るために、当該防火対象物の火災予防上の危険に関する情報を知ることができるような仕組みが必要である。

【防火管理の徹底】

そもそも防火対象物における火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図ることは、それぞれの防火対象物の管理権原者等の一義的な責任において行うべきものである。

これら防火対象物の管理権原者等が遵守すべき防火管理や消防用設備等の設置維持などの義務は、火災の予防等のために重要な役割を果たすものであるが、一般に、日常的にその効果が発揮されるものではなく、火災等の非常時にのみその効果が発揮されるものであること等のため、他の分野における法令と比較してその遵守の意識が低い傾向にあるとの指摘もある。加えて、防火対象物が、その使用形態を含めて多様化、複雑化し、また、科学技術の発達を踏まえて設備等が多様化、高度化する中で、消防法令を遵守して防火対象物の防火管理を行うためには火災予防に関する高度な知識や経験を必要とするようになっており、これらが適切な防火管理の実施を困難にしている。

これらの状況を踏まえれば、地域において火災予防に取り組む自治会、商工関係団体、料理飲食業組合、消防団、自主防災組織等を活用して消防法令に基づく防火管理や消防用設備等の設置維持などの義務が遵守されていない防火対象物の火災予防上の危険性についての啓発活動を行うほか、防火管理について責任を負うべき防火対象物の管理権原者等を明確化し、罰則の強化を含めてその責任を強化するとともに、火災予防に関する知識や経験を有する民間の専門家を活用しながら、火災予防に関する専門的な観点からの防火管理の実施を補強するための仕組みを設けるべきである。

【避難・安全基準の強化】

このほか、新宿区歌舞伎町ビル火災では、直通階段が1で、かつ、火災の早

期発見・報知がなされなかったことから有効な避難ができなかった。このような直通階段が1の防火対象物については、火災が発生した場合に人命に危険が及ぶ可能性が高いため、火災を早期に発見・報知し、避難を迅速に行うことが必要である。

また、防火対象物の使用形態が多様化、複雑化する中で、例えば、飲食を伴わない風俗店等、新しい形態の防火対象物の用途の出現に対して消防法令の防火安全対策の基準が的確に対応できていない状況にあると考えられる。

これらの点を踏まえて、避難・安全基準の強化のために消防法令の改正など所要の措置を講ずるべきである。

以上の観点から、消防庁においては、下記の対策について、速やかに消防法令の改正や地方財政措置を含む所要の措置を講じ、また、消防機関に対し違反是正を徹底するように指導することなどにより、その具体化に努めるとともに、小規模雑居ビルの関係者においては、防火管理責任を全うするように強く求めるものである。

記

第1 違反是正の徹底

違反是正を徹底するために、違反処理の推進及び違反情報の公開と罰則の強化を図るとともに、違反是正体制整備のため所要の措置を講ずる必要がある。

1 違反処理の推進

(命令発動要件の明確化)

消防法第5条の防火対象物に関する火災予防措置命令については、その発動要件が具体性を欠いており、使用停止命令等の発動要件として火災予防上重要な命令に違反した場合を列挙する等によってその明確化を図る必要がある。

(消防吏員の命令権限の拡大)

消防法第5条の防火対象物に関する火災予防措置命令については、命令権者が消防長又は消防署長に限られているが、防火対象物について火災の予防上危険であると認める一定の場合には、消防吏員もみだりに存置された物件の除去を命ずることができることとする等火災予防上危険な状況への迅速な対処ができるよう所要の措置を講ずる必要がある。

(マニュアルの作成)

立入検査を的確かつ効率的に行うため、小規模雑居ビルにおける火災危険性等を踏まえた立入検査の優先順位の考え方、検査項目のポイント、防火対象物の関係者への指導要領等を盛り込んだ小規模雑居ビルに係る立入検査マニュアルを作成する必要がある。

また、法令違反に対する各種命令の発動件数が少ない現状に鑑み、使用停止命令等の発動に当たっての判断を迅速かつ的確に行うため、火災の危険性、違反の悪質性等を勘案した命令発動要件の具体事例を示すとともに、併せて告発要領等を盛り込んだ小規模雑居ビルに係る違反処理マニュアルを作成する必要がある（資料3及び4参照）。

（立入検査の時間的制約・事前通告の見直し）

立入検査については、消防法第4条で、原則として公開時間又は日出から日没までの時間に行わなければならないが、また、日出から日没までの時間（公開時間を除く。）に立入検査を行う場合には事前通告を必要とすることが定められているが、夜間営業の風俗店、飲食店等に対しては日没後の公開時間の前に立入検査を行うことが必要な場合があり、また、事前通告を行わないことが必要な場合もあることを踏まえ、この立入検査の時間的制約及び事前通告に係る規定を見直す必要がある。

2 違反情報の公開と罰則の強化

（命令を受けた防火対象物の公示）

火災の危険性が高いこと又は火災予防上重要な命令に違反したことにより使用の禁止、停止等の命令を受けた防火対象物については、当該防火対象物の利用者等にその旨を明らかにするため、当該防火対象物に標識を設置する等の方法により公示を行うこととする必要がある。

（罰則の強化）

法令違反等に対する抑止力を高めるため、両罰規定において法人に対する罰金を強化する等、罰則の強化を図る必要がある（資料5参照）。

3 違反是正体制の整備

（予防要員の確保）

立入検査及び違反処理を的確に実施するため、消防機関においては予防要員について所要の増強を図ることが望ましく、このための地方財政措置を講じる必要がある（資料3参照）。

（違反処理支援体制の整備）

違反処理に関する専門的な知識、技術を有する担当者を常時必要数配置することは多くの消防機関において困難と考えられるため、違反処理に係る技術的助言を行う等、全国の消防機関が行う違反処理を側面的に支援するための体制を整備する必要がある。

また、緊急地域雇用創出特別基金事業を活用することによる立入検査及び違反処理を支援する要員の確保を図る必要がある（資料6参照）。

（関係部局との連携）

小規模雑居ビルのテナントの変更等については、警察部局による風俗営業の許可等、食品衛生部局による飲食業の許可等、建築部局による建築確認等の際に情報を入手することが可能であることから、このような情報を消防部局を含めた各部局が共有するための地方レベルの枠組みを設ける等関係部局との連携を図るための措置を講ずることによって、小規模雑居ビルのテナントの状況を的確に把握するよう努める必要がある。

また、各部局が行う許可等に合わせて違反是正指導を行うとともに、必要に応じて関係部局と合同で立入検査を行うことができるよう、関係部局と連携を図る必要がある（資料7参照）。

（消防庁の組織・体制の整備）

違反是正に係る施策をはじめとした防火対象物の安全対策を推進するため、消防庁の組織・体制の整備を図る必要がある。

第2 防火管理の徹底

防火管理を徹底するために、防火管理責任の強化及び点検報告制度の拡充のため所要の措置を講ずるほか、小規模雑居ビルの防火安全に係る啓発の推進を図る必要がある。

1 防火管理責任の強化

（管理権原者の明確化）

小規模雑居ビルの階段等の共用部分については、防火管理について責任を有する管理権原者が必ずしも明確にされていない場合もあることから、その選任に係る指導基準を示すとともに、共同防火管理の協議事項の中で当該責任者を明示させる必要がある。

（共同防火管理の明確化）

共同防火管理協議会の代表者については、必ずしも複数の管理権原者を取りまとめるのにふさわしい立場の者が選任されていない場合もあるため、

代表者は、所有権を有する者等の主要な管理権原を有する者とする旨を明確にする必要がある。

（防火管理に係る命令違反等に対する措置の強化）

防火管理の重要性に鑑み、消防法第8条第4項に定める防火管理に係る措置命令違反に対し使用停止命令も含めた強力な是正措置を行うことができることとするとともに、当該違反に対する罰則を強化する必要がある。

（防火管理者養成体制の整備）

防火管理者講習の実施頻度が少ないことなど、防火管理者が防火管理講習を十分に受けられる体制にないことが防火管理者の選任率が低い一つの理由になっているとの指摘がなされていることから、消防機関が共同で講習を外部に委託することなどにより、講習を受ける機会の確保に努める必要がある。また、防火管理者講習の内容を再検討し、その充実を図る必要がある。

2 点検報告制度の拡充

（防火対象物の総合点検報告制度（仮称）の導入）

消防法に基づく点検報告制度は、現在、消防用設備等の機能等に係るものに限られており、防火管理に係る事項はその対象となっていない。しかし、小規模雑居ビルのみならず全防火対象物に防火管理関係の違反が多い現状にあるほか、用途変更に伴って消防法令の基準に適合しなくなる場合も多く、現在の消防機関の体制では、その実態を十分に把握できる状況ではない。

このため、現行の消防用設備等の機能等に係る点検に加えて、一定の防火対象物については、消防法令、火災予防等に係る専門知識を有する者が、用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を消防機関に報告するとともに、防火対象物の利用者に分かるよう点検済である旨等の表示を行うことができることとする必要がある。なお、この制度の導入に当たっては、一定期間にわたって違反実績がないなどの優良な防火対象物については十分に配慮するなど合理的な制度とする必要がある。

また、消防機関は、この報告結果を踏まえて、立入検査の効率化、重点化を図る必要がある。

（消防用設備等の点検報告制度の充実）

上記の消防法令に基づく点検報告制度の総合化に併せて、消防用設備等の信頼性を確保するため、消防用設備等の点検制度について、消防設備士

又は消防設備点検資格者に点検させなければならない防火対象物の範囲（現行では、特定防火対象物で延べ面積 1,000 m²以上のもの、その他の防火対象物は延べ面積 1,000 m²以上のもののうち消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの）を拡大する必要がある。

また、点検報告率の向上を図るため、点検業務の支援を行う要員の確保を図る必要がある（資料 6 参照）。

3 小規模雑居ビルの防火安全に係る啓発の推進

（地域社会との連携）

小規模雑居ビルの火災危険性について当該ビルの関係者に十分理解してもらうため、自治会、商工関係団体、料理飲食業組合、消防団、自主防災組織等と連携して、小規模雑居ビルの防火安全上のポイントを記載したパンフレット等を配布するなどの啓発活動を行う必要がある。

（国民への周知）

小規模雑居ビルの火災危険性に関する啓発を推進する観点から、小規模雑居ビルの火災危険性に係るチェックポイント、火災発生時の対応方法等について、パンフレットやホームページ等を通じ、国民に周知を図る必要がある。

第 3 避難・安全基準の強化

避難経路の確保、新たな形態の風俗店等への対応、火災の早期発見・報知などの観点から、避難・安全基準の強化のため所要の措置を講じる必要がある。

1 避難経路の確保

（二方向避難など避難経路の確保）

火災時の避難については、二方向の避難経路（階段、バルコニー等）の確保、たて穴区画における防火設備（防火戸等）の的確な作動が極めて重要であることに鑑み、防火対象物における二方向の避難施設の確保方策、たて穴区画において的確に作動する防火設備の開発及び設置促進について、国土交通省と調整を図って推進する必要がある。

（避難施設及び防火設備の管理の強化）

避難施設（階段等）や防火設備（防火戸等）の付近における物件の存置が、今回の火災で多数の死者が発生した大きな要因と考えられることから、避難施設及び防火設備の管理について、消防法において明確に位置付ける

とともに、違反に対して命令規定を置き、命令違反に対して使用停止命令を含めた強力な措置を行うことができることとする必要がある。

(避難器具の設置基準の見直し)

直通階段が1の防火対象物においては、階段室から出火した場合、多数の者が室内に取り残され、避難に際して混乱状態となる可能性があることから、直通階段が屋外避難階段であるものを除き、簡単な操作で連続的に避難可能な避難器具を設置することとするほか、避難器具の設置場所の明示等によりこれが的確に利用されるよう設置基準を見直す必要がある(資料8参照)。

(階段室用の消火設備機器の開発・設置促進)

階段室火災の消火について検討を行い、その火災性状を十分解明するとともに、効率的に消火を行うことができる消火設備機器の開発を推進し、その開発を待つて設置を促進する必要がある。

2 新たな形態の風俗店等への対応

現行では、いわゆる風俗店のうち、飲食を伴わない営業形態の場合には、非特定防火対象物とする用途指定の運用がなされ、特定防火対象物(旅館、ホテル、飲食店、物品販売店など不特定多数の人々によって利用されることが想定される防火対象物)と比較して防火管理や消防用設備等の設置維持等について、より緩やかな義務を課されるにとどまっている。このように飲食の有無により用途指定が異なることは風俗店の実態からして著しく均衡を失っており、飲食を伴わないものであっても逃げ遅れによる人命危険性の高さに鑑みて特定防火対象物として同等の義務を課すよう基準を改正すべきである。

また、防火対象物の使用形態が多様化、複雑化していく中にあるのは、今後も、新しい形態の用途の防火対象物が出現することが予想され、これに対して、消防法による防火安全対策の基準の適用については的確かつ機動的な対応を行うべきであり、防火対象物の用途指定の方法について所要の見直しを行う必要がある(資料9参照)。

3 火災の早期発見・報知

(自動火災報知設備の設置対象の拡大)

複合用途防火対象物のうち、その一部が特定用途に供されているもの(消防法施行令別表第1(16)項イ)について、他の特定防火対象物と同様な火災危険性を有することに鑑み、自動火災報知設備を設置しなければならない

い範囲を拡大する必要がある。

また、直通階段が1の特定防火対象物（直通階段が屋外避難階段のものを除く。）で3階以上のもの又は地階を有するものについて、階段室から出火した場合の危険性に鑑み、自動火災報知設備を設置しなければならない範囲を拡大する必要がある（資料10参照）。

（再鳴動機能付きの自動火災報知設備の設置）

火災報知の遅れが今回の火災で多数の死者が発生した要因の一つと考えられることから、直通階段が1の特定防火対象物に設置されている既存の自動火災報知設備については、再鳴動機能付きのものに改修を義務づけるとともに、室内の音響が大きいテナントについては、自動火災報知設備によりの確に在館者に報知することができるよう措置を講じる必要がある。

（階段室における感知器設置基準の見直し）

直通階段が1の防火対象物の階段室から出火した場合には、避難の困難性等に鑑みればできるだけ早く火災を感知することが必要であるため、階段室における煙感知器等の設置のあり方について検討し、階段室における感知器設置基準を見直す必要がある。

資料編

資料1	新宿区歌舞伎町ビル火災概要	P 10
資料2	小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果とりまとめ	P 22
資料3	立入検査実施率の推移	P 32
資料4	命令件数の推移	P 33
資料5	消防法における防火対象物の火災予防関係の命令・罰則一覧	P 34
資料6	消防防災支援要員	P 35
資料7	風俗営業行政との連携（報道資料）	P 36
資料8	避難器具設置基準	P 37
資料9	用途の指定	P 38
資料10	自動火災報知設備設置基準	P 39

平成13年10月5日

新宿区歌舞伎町ビル火災概要

東京消防庁

目 次

1	出火日時等	1
2	出火建物等	1
3	気象状況	1
4	焼損程度	1
5	死傷者の状況	1
6	出火建物の概要	1
7	出火原因等	2
8	延焼状況	2
9	避難の状況	2
10	消防用設備等の状況	3
11	消防活動の概要	4
12	救急活動	5
13	平成11年10月1日査察時の建物使用状況と指摘事項等	6
14	防火管理等の状況	6
15	特異事項	7

別図1 付近図

別図2 3階平面図

別図3 4階平面図

1 出火日時等

- (1) 出火日時 平成13年9月1日 (詳細については調査中)
- (2) 覚知時間 平成13年9月1日 1時01分 (119番)
- (3) 延焼防止時間 平成13年9月1日 2時14分
- (4) 鎮圧時間 平成13年9月1日 5時36分
- (5) 鎮火時間 平成13年9月1日 6時44分

2 出火建物等

東京都新宿区歌舞伎町一丁目18番4号 みょうじょう 明星56ビル

所有者 有限会社 久留米興産 (千代田区一番町20番地6)
代表取締役 山田一夫

3 気象状況

天気 曇り、風速 北の風2.6m、気温 22.6℃、湿度 81%

4 焼損程度 (半焼)

耐火造 一部その他構造 5/2

建築面積 83㎡

延べ面積 516㎡のうち3階部分80㎡、4階部分80㎡、
2階階段及び5階(屋上)階段の内壁6㎡、天井3㎡、

計 焼損床面積160㎡
計 焼損表面積 9㎡

5 死傷者の状況

- (1) 死者44名 (男32名、女12名)
- (2) 傷者 3名 (男3名)

6 出火建物の概要

(1) 建物の概要

構造	階層	延面積	床面積		用途	事業所名	
耐火造 一部 その他 構造	地上5階 地下2階	516㎡	5階	36㎡	エレベーター 機械室	ナイタイギャラリー 「ナイスポ」事務所等	
					その他の事業 所		
			4階	82㎡	飲食店		キャバクラ「スーパールーズ」
			3階	82㎡	遊技場		ゲーム麻雀「一休」
			2階	82㎡	その他の 事業所		ナースイメクラ 「セクハラクリニック」
			1階	82㎡	その他の 事業所		ナイタイギャラリー 「ナイスポ」
			地下1階	75㎡	遊技場		カジノ「パラダイスクイーン」
			地下2階	77㎡	飲食店		ニュークラブ「レイン」
				機械室			

- (2) 現場付近図及び建物平面図
別図1～3（付近図、3階及び4階平面図）
- (3) 建築経過
 - 昭和59年 8月15日 消防同意
 - 昭和60年 9月25日 防火対象物使用届
 - 昭和60年 9月28日 使用検査
- (4) 消防用設備等の設置状況
 - ア 消火器
 - イ 自動火災報知設備
 - ウ 誘導灯
 - エ 避難器具（緩降機：4階テナントが入居時に設置〔昭和60年12月4日使用検査〕）

7 出火原因等

- (1) 出火場所及び出火原因
出火場所は3階エレベーターホール付近と考えられる。出火原因は調査中である。
- (2) 発見状況
3階（ゲーム麻雀「一休」）の従業員（男）が「店のドアを開けたら黒い煙が勢いよく室内に入ってきた。」と供述している。
- (3) 通報状況
 - ア 第一報（119）0時59分救急要請
通報内容：「救急です。3階から人が地上に落ちました。新宿区歌舞伎町1丁目18の4明星56ビルです。」
 - イ 第二報（119）1時01分火災通報
通報内容：「火事ですよ。ビルが燃えています。歌舞伎町1番街です。新宿区歌舞伎町1丁目22です。」
- (4) 初期消火状況
なし

8 延焼状況

3階エレベーターホール付近から出火して、3階のゲーム麻雀「一休」の店内へ延焼した。また、屋内階段を経由して4階へ延焼し、4階のキャバクラ「スーパールーズ」の店内に延焼拡大した。

9 避難の状況

出火当時の各階の避難は、次のとおり。

- (1) 地下2階
地下2階クラブ「レイン」は、支配人が地上にあがってくると3階の窓から煙が出ていたので、地下2階へ戻り、客と従業員を地上へ避難させた。
- (2) 地下1階
出火当時は施錠され、誰もいなかった。
- (3) 1階
1階の従業員2人は、外の騒ぎで火災に気づき避難した。

(4) 2階

2階の従業員3人は、清掃していると焦げ臭いような臭いがしたため階段から上を見ると、3階が真っ黒な煙でいっぱいであったことから、3人で建物外へ避難した。

(5) 3階

3階の従業員3人は、東側窓（排煙口）から2人、西側窓（非常用進入口の代替開口部）から1人が転落・避難している。客15人と従業員2人は、避難できなかった。

(6) 4階

4階の客11人と従業員16人は、避難できなかった。

(7) 5階

5階には誰もいなかった。

10 消防用設備等の状況

火災後に確認できた状況は、次のとおり。

	消火器	自動火災報知設備		避難器具	誘導灯
		感知器	発信機		
5階	無				
4階	有	有	有	有	有
3階	有	有（4階の床スラブ下）	有	無	有
2階	有	有	有		有
1階	無	有	無		
地下1階	無	無	有		有
地下2階	有	有	有		有

* 5階事務所部分は令8該当。5階階段の天井は感知器有り。

11 消防活動の概要

(1) 時間経過及び出場台数

時間経過	時 分	出場車両	ポン プ 車	化 学 車	は し ご 車	救 急 車	救 助 車	そ の 他	指 揮 隊 車	計
119番覚知	1:01	計	18 (6)	1	4	35 (13)	6	12	6	82(19) 合計101
延焼防止	2:14									
鎮 圧	5:36									
鎮 火	6:44									

「その他」欄の数字は、補給車、資材搬送車等の特殊車の台数を示す。

()内の数字は、付近消防署へ緊急配備した台数(外数)を示す。

(2) 出場人員

ア 消防職員 340名

イ 消防団員 21名

(3) 最先到着隊到着時の状況

最先到着した消防隊は、建物西側開口部から白煙が噴出しているのが確認できた。

消防隊が建物前に到着すると、負傷している従業員(男2名)から「3階が燃えている。中に従業員が5名、客が15名程度いる。」との情報を得た。

(4) 消防活動

ア 指揮本部長は、逃げ遅れが多数いるとの情報から、ポンプ隊、救急隊などの応援を要請し、次の事項を活動方針とした。

- ・ 人命救助
- ・ 火勢制圧
- ・ 医療機関との連携による救護・救急体制の確立

イ 救助活動

濃煙・熱気を放水により排除しながら、西側屋内階段及び三連ばしごにより3階に進入し、3階の逃げ遅れた者を屋内階段を使って救出した。

また、はしご隊が屋上から屋内階段を使って4階に進入し、4階の逃げ遅れた者を屋上まで搬送し、はしご車のバスケットにより地上へ救出した。3階と4階の間にあった障害物を除去した後は、屋内階段を使って救出した。

要救助者の状況

場 所	救助人員	火災による死者	傷 者
4 階	27	27	0
3 階	17	17	0
2 階	0	0	0
1 階	0	0	0
地 上	3	0	3
計	47	44	3

ウ 消火活動

3階7口、4階2口、屋上に1口を延長し、濃煙・熱気を排除しながら要救助者の保護と消防隊員の救助活動を援護するとともに、建物内の火勢制圧と延焼阻止にあたった。

12 救急活動

道路上の傷者及び消防隊による救出者を救急隊により各病院に搬送した。

収容先医療機関	搬送 人員	程 度				備 考
		死亡	重篤	中等症	軽症	
都立大久保病院	6	6				
日本大学板橋病院	4	4				
目白病院	4	4				
中野総合病院	4	4				
国立国際医療センター	3	2		1		
都立大塚病院	3	3				
東京警察病院	3	3				
春山外科病院	3	2			1	
東京女子医科大学病院	2	2				他に現場への医師搬送2名
慶応大学病院	2	2				
聖路加国際病院	2	2				
東京医科大学病院	1			1		
千駄木日医大病院	1	1				
駿河台日本大学病院	1	1				
東京大学病院	1	1				
都立広尾病院	1	1				
国立東京医療センター	1	1				
帝京大学病院	1	1				
東邦大学大橋病院	1	1				
日赤医療センター	1	1				
大同病院	1	1				
高田馬場病院	1	1				
計	47	44		2	1	

13 平成11年10月1日査察時の建物使用状況と指摘事項等

名宛人：所有者 有限会社久留米興産 代表取締役 山田一夫

建物概要	指摘事項	改修確認
1 用途 複合用途 2 各階の用途 ・地下2階:飲食店 ・地下1階:飲食店 (遊技場) ・1階:その他の事業所 ・2階:その他の事業所 ・3階:遊技場 ・4階:飲食店	○ 消防法関係 1 防火管理者未選任 2 消防計画未作成 3 避難障害 (3階から4階階段室の商品存置等) 4 消火・避難訓練未実施 5 点検未実施・未報告 消火器、自動火災報知設備、 避難器具、誘導灯 6 自動火災報知設備 感知器未警戒 (3階 一心商事の厨房、店舗、 事務所) 7 避難器具未設置 (3階一心商事) 8 誘導灯不点灯 (2階ビデオ鑑賞メロ ンの避難口) ○ 建築法令関係 主要構造部の構造不適 (屋上増 築部分)	改修計画の報告なし 改修状況 防火管理者選任及び訓 練実施 (平成12年2月3日) 1 ニューナンバーワン (地下2階) 2 一休 (3階) 他のテナントは選任なし

「建物概要」欄の()内は、出火時の用途を示している。

14 防火管理等の状況

(1) 防火管理者の選任状況

ア ニューナンバーワン (地下2階)

(平成12年2月3日、防火管理者選任届出受理。現在のニュークラブレインと同一事業者である。)

イ 一休 (3階)

(平成12年2月3日、防火管理者選任届出受理。届出者 松元輝二、防火管理者 松元輝二)

上記以外のテナントは、防火管理者未選任

(2) 消防計画

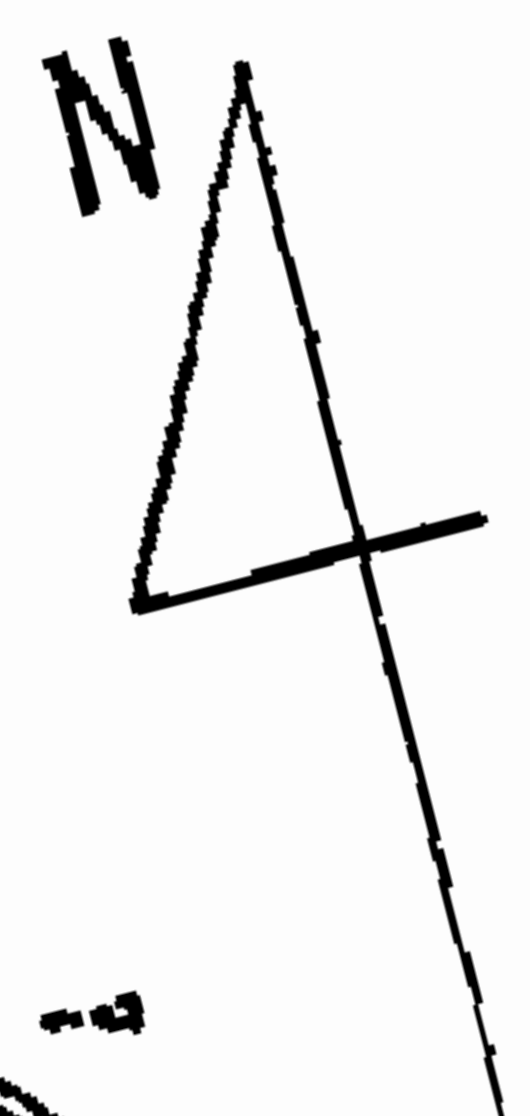
未作成・未届

(3) 自衛消防訓練実施状況

平成12年2月3日 総合訓練1回 (地下2階、3階のテナントのみ実施)

15 特異事項

<p>火災発生に関する事項</p>	<p>火災発生を早期に感知し、在館者に知らせるための自動火災報知設備のベルの鳴動を聞いたという情報が現時点で確認されていないことから、当該設備が適正に維持管理されていなかった可能性があること。</p>
<p>延焼拡大に関する事項</p>	<p>ア 3階から4階の階段には、可燃物等が大量に置かれ延焼拡大の要因となったと考えられること。 イ 3階及び4階の店舗と屋内階段とを防火区画するための防火戸が有効に閉鎖されなかったと考えられること。</p>
<p>避難に関する事項</p>	<p>ア 屋内階段以外に有効な避難手段がなかったこと イ 一系統しかない屋内階段の3階エレベーターホール付近から火災が発生したため、3階及び4階の店舗内にいた客及び従業員の避難経路が断たれたこと。 ウ 3階及び4階の店舗内は、窓等の開口部が少なく密室構造であったため、濃煙・熱気等が一気に充満したと予測されること。</p>
<p>消防活動等に関する事項</p>	<p>道路に面する外壁面に避難上及び消防活動上支障となる広告板（ビニールシート）が設置されていたこと。</p>



別図 1

近 付 図

ビル云館
シネマスクエア
とうぎゆう
新宿東急
ミラノ座

歌舞伎町

ツクス
ビル
8F *80

二二五F
三興組合ビル

新宿東宝会館
新宿プラザ劇場
*97

三軒茶屋

新宿
コマスタジアム
新宿コマ劇場

中吉ビル
新宿ジョイ
シネマ5
11
5F

カネオックス
ビル
*81 8F 7F

Bビル
*13 4F

小島ビル
*12

明愛56ビル
*104

パシビル
*105
コーヒースカウズ

エスビル
*122 9F

エニックスビル
*128

Jビル
*89
*85
*84

カプセルイン新宿
*15 5F

仲見世通り
*108
*109

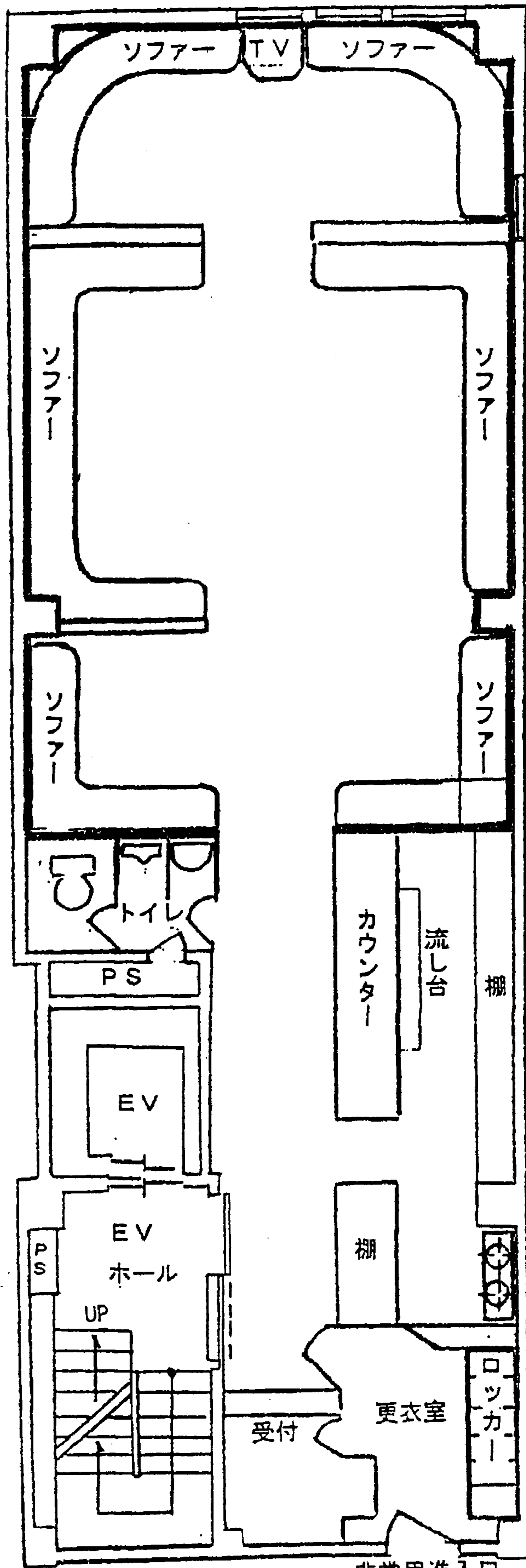
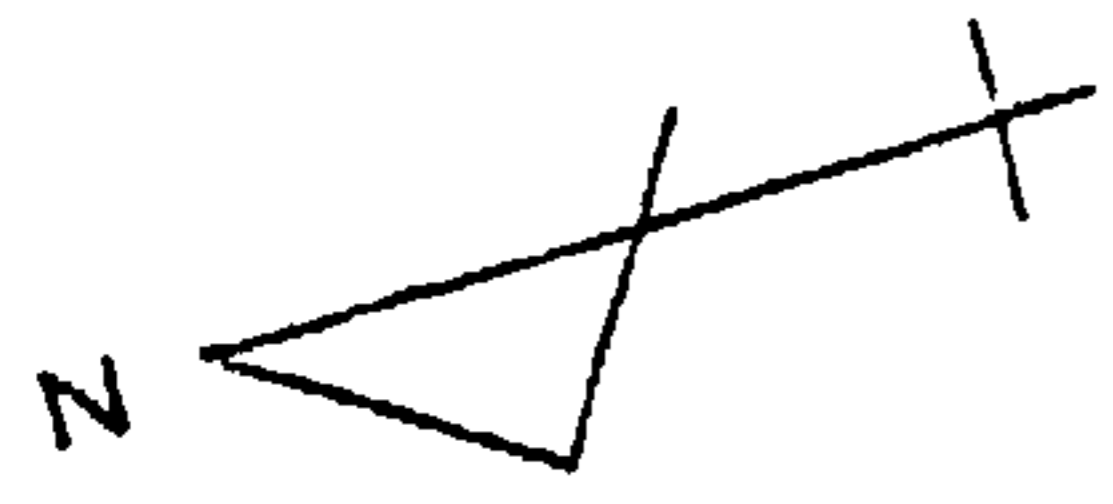
新宿大ガード東

サブナード

ビル群
*74
*80
*81

4 階 平 面 図

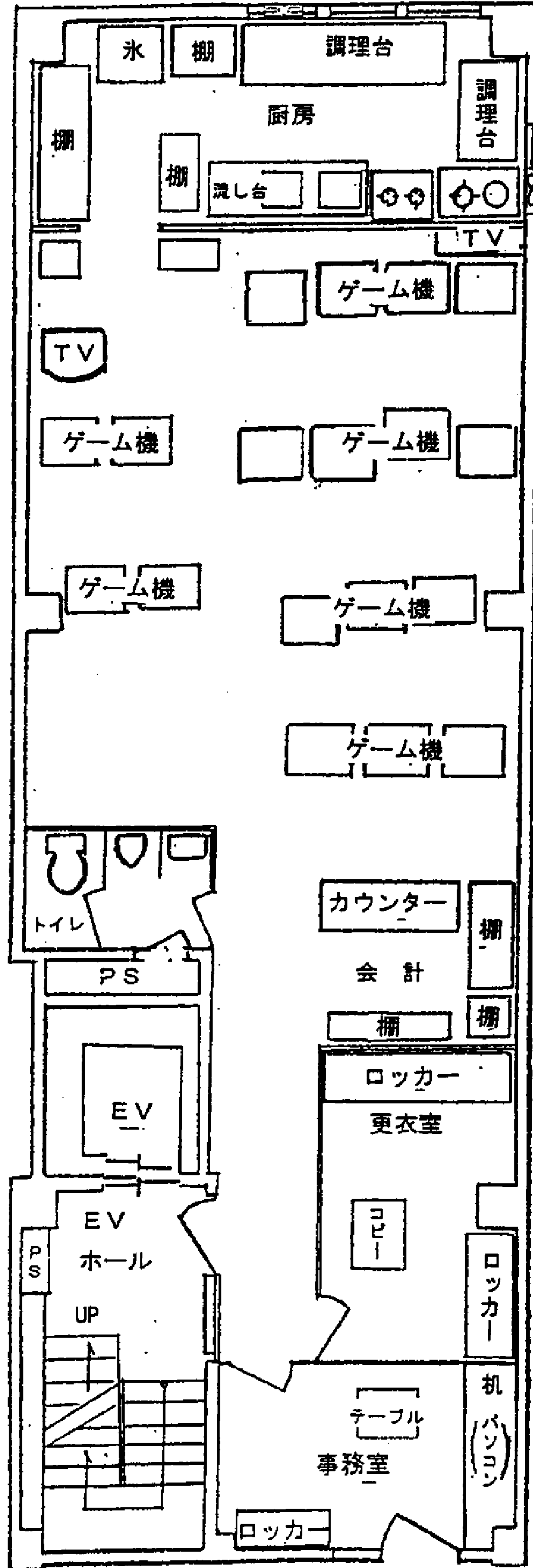
排煙口



キャバクラ「スーパー ルーズ」

3 階 平 面 図

排煙口



排煙口

非常用進入口
(代替開口部)

ゲーム麻雀「一休」

小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果のとりまとめ

1 趣旨

新宿区歌舞伎町ビル火災の発生を踏まえ各消防本部が実施している小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果について報告された内容をとりまとめたものである。

(注) このとりまとめ結果は、一斉立入検査の結果について10月末までに各消防本部から各都道府県を通じて報告された内容をとりまとめたものであるが、東京消防庁においては、現在継続して立入検査を実施している。

2 調査対象

3階以上が娯楽、飲食等の用途に用いられている小規模な雑居ビル

- ① 3階以上の階が、消防法施行令別表第1に掲げる(2)項又は(3)項に掲げる用途に用いられていること。
- ② 直通階段が一つのみ設けられていること。
- ③ 共同防火管理を要すること。

3 立入検査のとりまとめ結果

(1) 用途区分別対象物数

今回報告された、一斉立入検査を行った対象物数は、全国合計で8,407対象であった。

そのうち13大都市における防火対象物数は、合計で4,553対象で、全体の54.2%を占めており、用途区分別の防火対象物数における13大都市の占める割合(*)に比べかなり高くなっている。このことから、このような小規模雑居ビルは他の建築物等に比べ都市部への集中の度合いが高いと考えられる。

用途区分	(2) 項	(3) 項	(16) 項イ	合計
一斉立入検査実施対象物数	235	2,331	5,841	8,407
うち13大都市 (割合)	166 (70.6%)	1,186 (50.9%)	3,201 (54.8%)	4,553 (54.2%)
防火対象物数(*)	18,655	80,803	350,089	449,547
うち13大都市(*) (割合)	2,744 (14.7%)	12,355 (15.3%)	112,470 (32.1%)	127,569 (28.4%)

(*) 平成12年版消防白書から引用(平成12年3月31現在の数値。延べ面積150㎡以上のもの)。

(2) 消防法令等に違反のなかった対象物数

各項目に違反がなかった対象物は全体の8.1%であり、90%を超える対象物で何らかの違反があった。

(3) 防火管理関係

防火管理関係の項目については、全ての項目について違反が半数を超えている。

特に自衛消防訓練実施については80%を超える防火対象物に違反があり、その他防火管理者選任届、消防計画の作成、共同防火管理協議事項届出についても、60%程度に違反がある。

(4) 防災物品関係

防災物品の使用については、40%程度違反がある。

(5) 消防用設備等関係

自動火災報知設備、避難器具、誘導灯・誘導標識について違反が多く、40%を超えている。

(6) その他

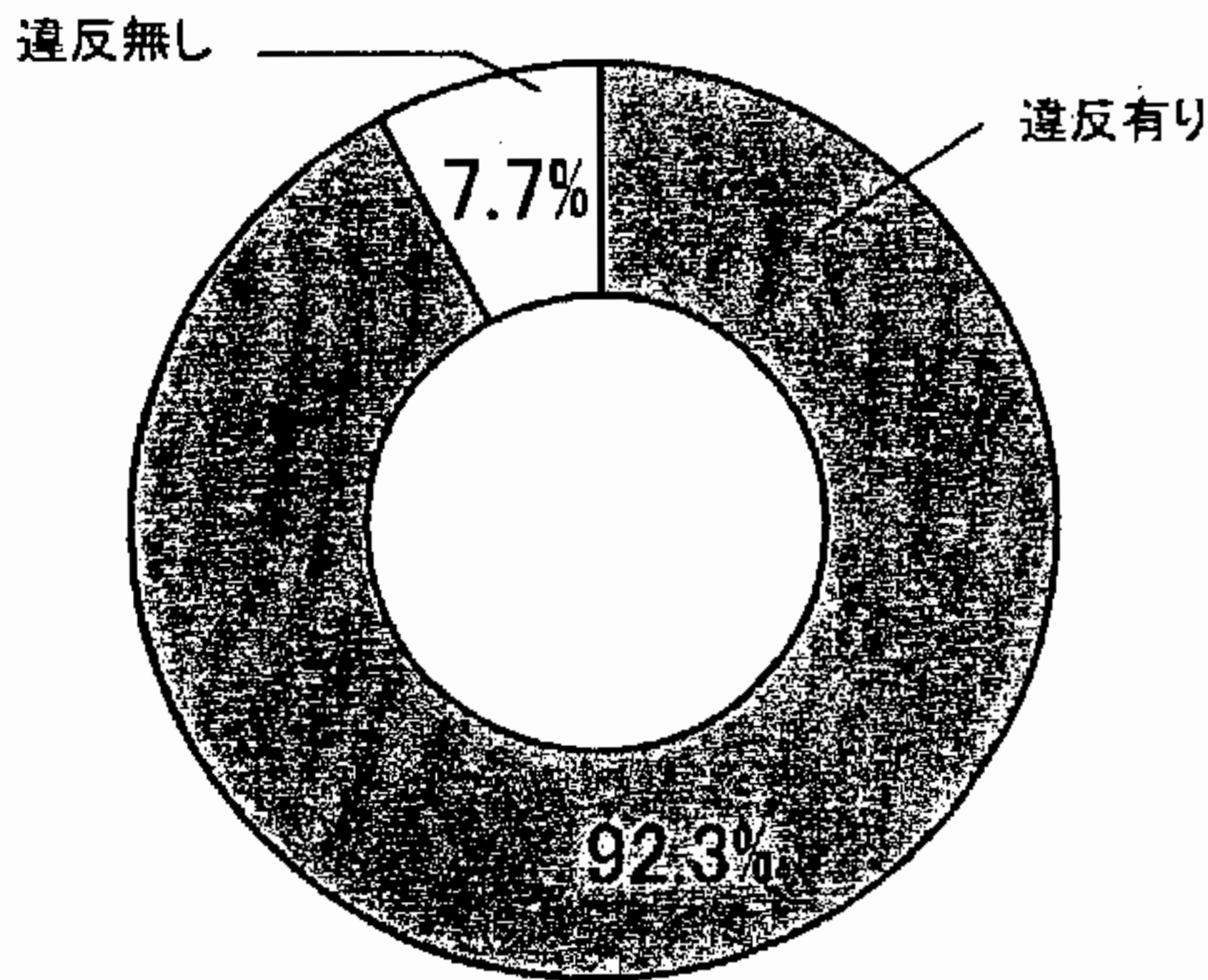
ア 消防用設備等の点検・報告については、60%程度のものに違反がある。

イ 避難施設の管理については30%程度、防火戸の管理については20%程度に違反が見られる。

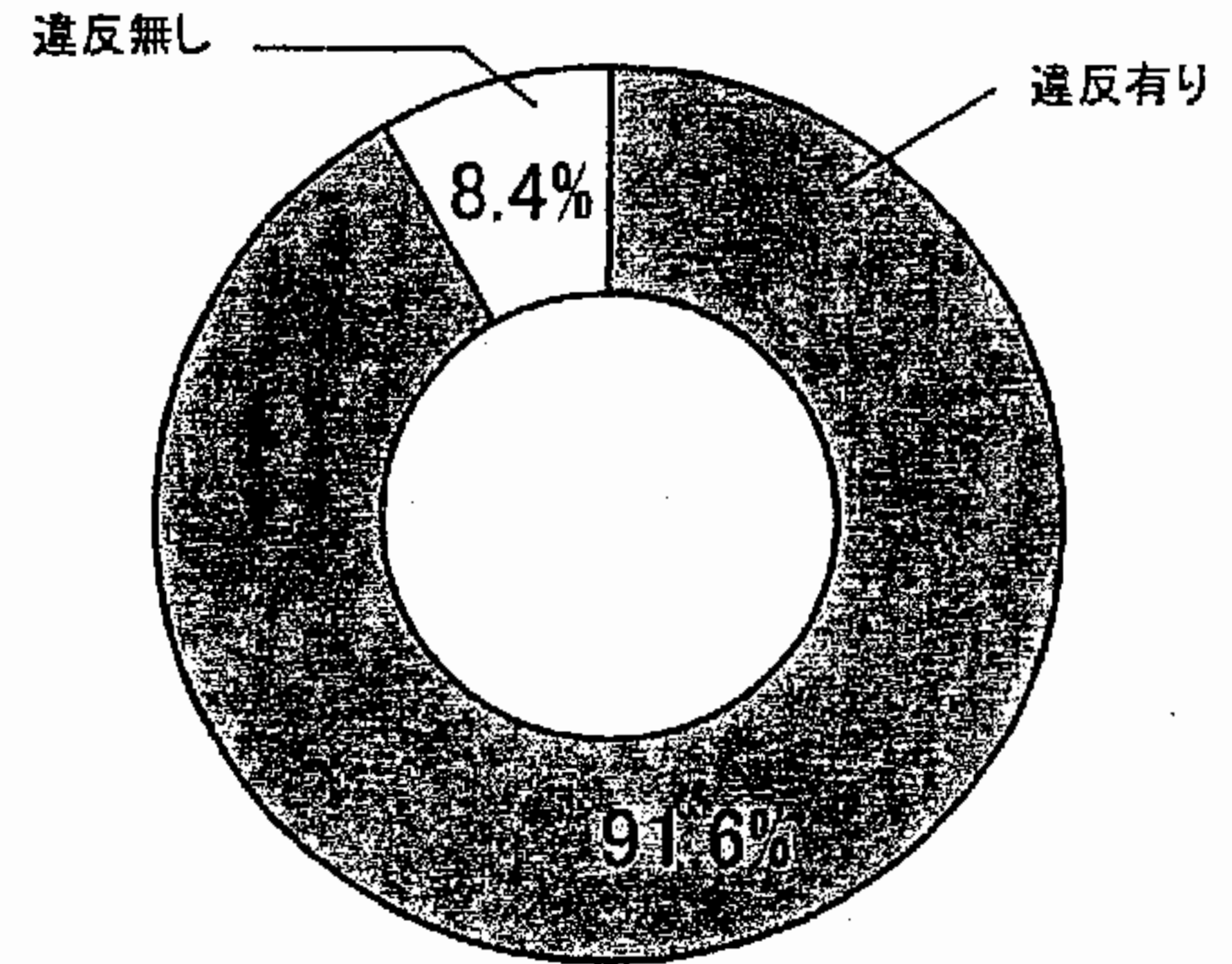
法令違反状況

	2項			3項			16項イ			合計		
	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率	対象物数	違反なし	違反率
計	235	18	92.3%	2331	195	91.6%	5841	467	92.0%	8407	680	91.9%

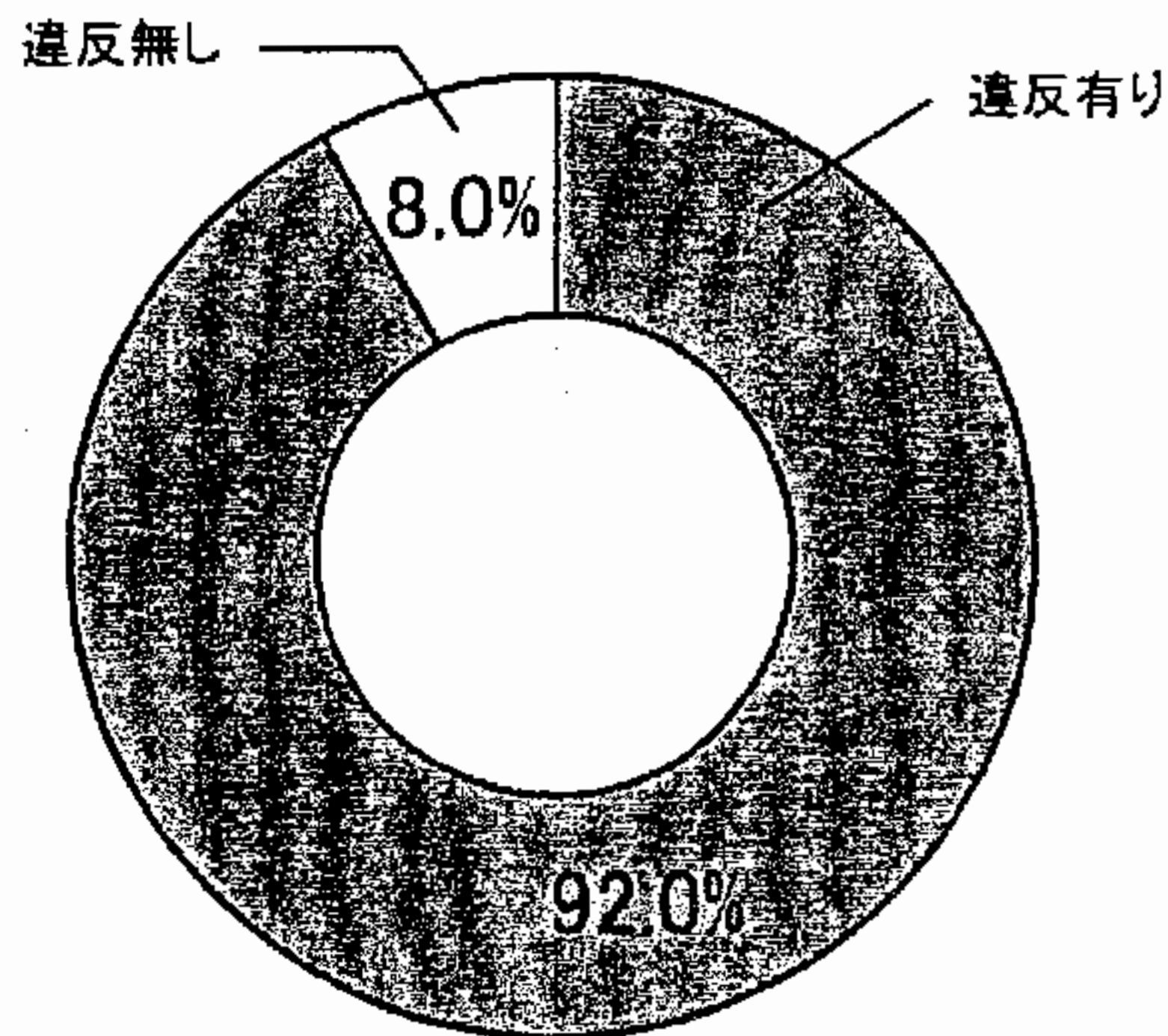
2項



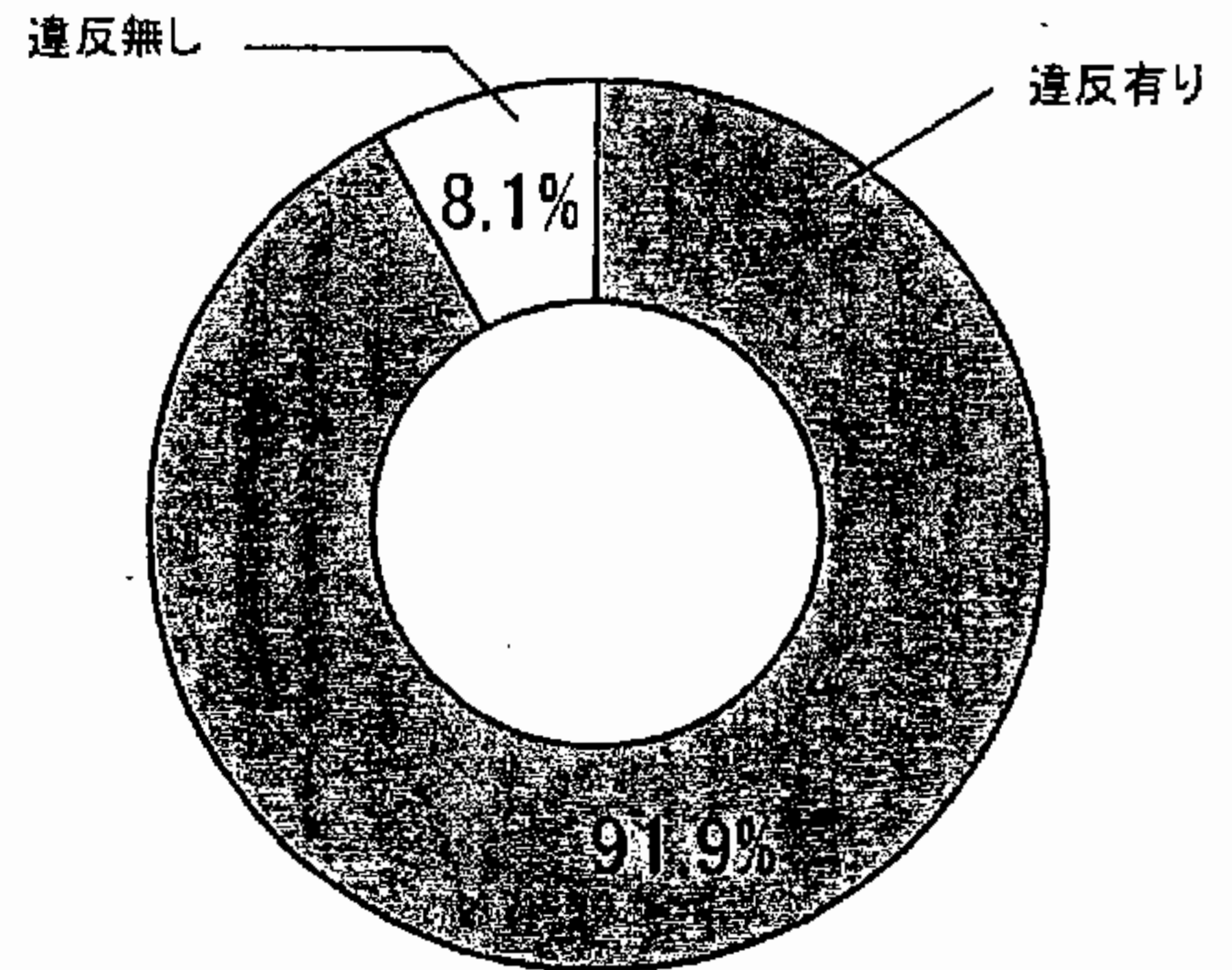
3項



16項イ



合計



用途区分:【合計】

(立入検査実施対象物数:8407件)

項 目		対 象 物 数									合計
		違反無し			違反有り						
防火管理	防火管理者選任届	すべての事業所 が届出済み	3432	40.8%	一部の事業所 に未届け有り	1797	21.4%	全ての事業所 が未届け	3178	37.8%	8407
	消防計画の作成	すべての事業所 が作成済み	2965	35.3%	一部の事業所 が未作成	1639	19.5%	全ての事業所 が未作成	3803	45.2%	8407
	共同防管協議事項届出	届出済み	3470	41.3%	未届け	4937	58.7%				8407
	自衛消防訓練	年2回以上実施	1550	18.4%	年1回実施	1039	12.4%	未実施	5818	69.2%	8407
防災物品使用		違反無し	4608	60.7%	違反有り	2989	39.3%				7597
消防用設備等	消火器・簡易消火用具	違反無し	5866	70.9%	違反有り	2412	29.1%				8278
	屋内消火栓設備	違反無し	1560	90.5%	違反有り	164	9.5%				1724
	自動火災報知設備	違反無し	3611	58.0%	違反有り	2618	42.0%				6229
	非常警報器具・非常警報設備	違反無し	3759	78.1%	違反有り	1056	21.9%				4815
	避難器具	違反無し	3821	54.4%	違反有り	3208	45.6%				7029
	誘導灯・誘導標識	違反無し	4429	54.9%	違反有り	3639	45.1%				8068
その他	火気使用設備・器具	違反無し	7014	90.5%	違反有り	735	9.5%				7749
	消防用設備等設置届	届出済み	5904	87.4%	未届け	850	12.6%				6754
	防火対象物使用開始届	届出済み	6743	80.2%	未届け	1664	19.8%				8407
	消防用設備等点検報告	報告済み	3323	39.5%	未報告	5084	60.5%				8407
	避難施設の管理	指摘事項無し	5932	70.6%	指摘事項有り	2475	29.4%				8407
	防火戸の管理	指摘事項無し	6840	81.4%	指摘事項有り	1567	18.6%				8407

用途区分:【2項】

(立入検査実施対象物数:235)

項 目		対 象 物 数									合計
		違反無し			違反有り						
防火管理	防火管理者選任届	すべての事業所 が届出済み	139	59.1%	一部の事業所 に未届け有り	23	9.8%	全ての事業所 が未届け	73	31.1%	235
	消防計画の作成	すべての事業所 が作成済み	128	54.5%	一部の事業所 が未作成	19	8.1%	全ての事業所 が未作成	88	37.4%	235
	共同防管協議事項届出	届出済み	54	23.0%	未届け	181	77.0%				235
	自衛消防訓練	年2回以上実施	53	22.6%	年1回実施	54	23.0%	未実施	128	54.5%	235
防災物品使用		違反無し	160	75.1%	違反有り	53	24.9%				213
消防用設備等	消火器・簡易消火用具	違反無し	189	82.2%	違反有り	41	17.8%				230
	屋内消火栓設備	違反無し	92	91.1%	違反有り	9	8.9%				101
	自動火災報知設備	違反無し	144	70.6%	違反有り	60	29.4%				204
	非常警報器具・非常警報設備	違反無し	145	89.0%	違反有り	18	11.0%				163
	避難器具	違反無し	120	59.1%	違反有り	83	40.9%				203
	誘導灯・誘導標識	違反無し	138	61.9%	違反有り	85	38.1%				223
その他	火気使用設備・器具	違反無し	207	97.2%	違反有り	6	2.8%				213
	消防用設備等設置届	届出済み	115	81.0%	未届け	27	19.0%				142
	防火対象物使用開始届	届出済み	204	86.8%	未届け	31	13.2%				235
	消防用設備等点検報告	報告済み	74	31.5%	未報告	161	68.5%				235
	避難施設の管理	指摘事項無し	162	68.9%	指摘事項有り	73	31.1%				235
	防火戸の管理	指摘事項無し	182	77.4%	指摘事項有り	53	22.6%				235

用途区分:【3項】

(立入検査実施対象物数:2331件)

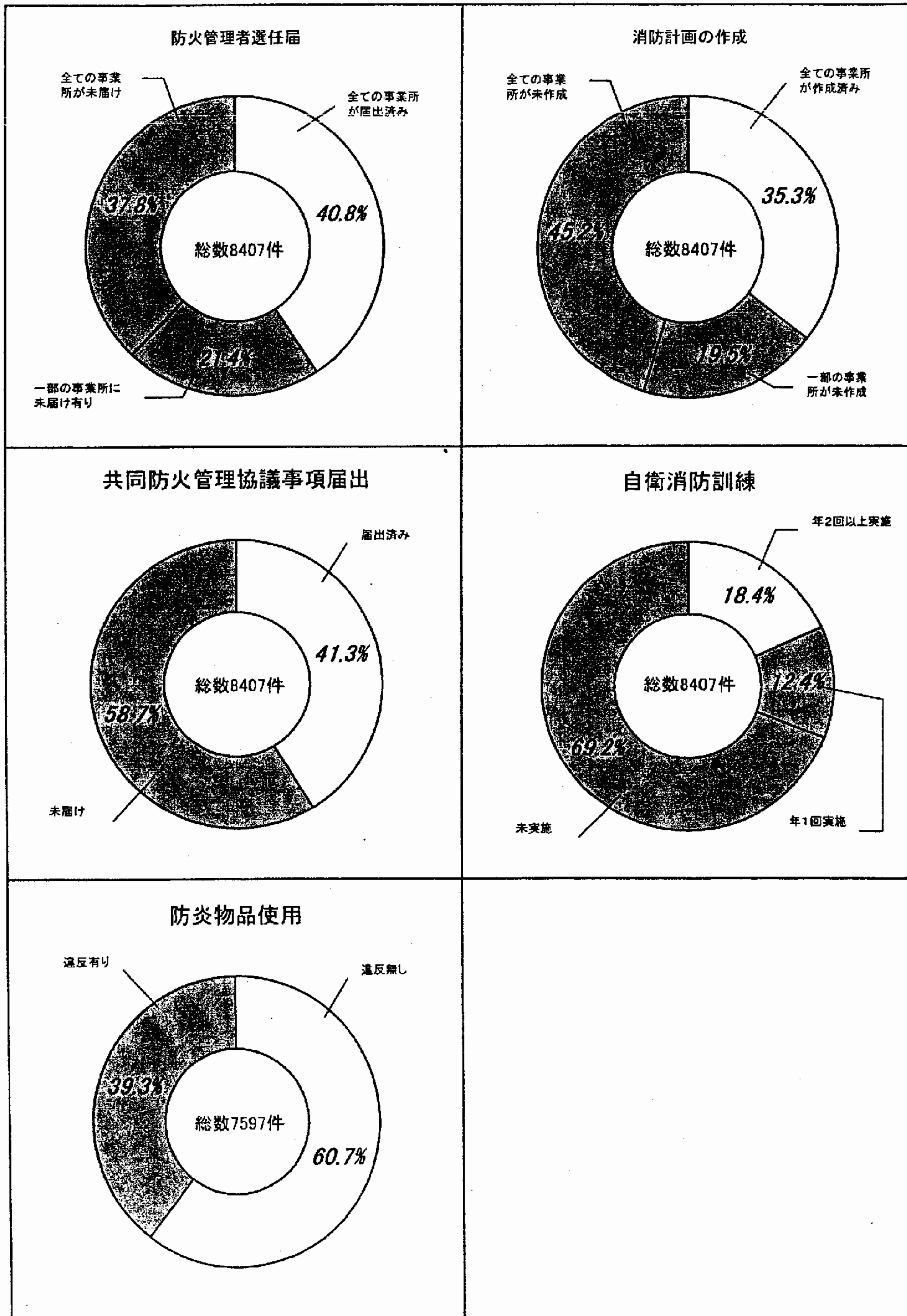
項 目		対 象 物 数									合計
		違反なし			違反有り						
防火管理	防火管理者選任届	すべての事業所 が届出済み	1006	43.2%	一部の事業所 に未届け有り	426	18.3%	全ての事業所 が未届け	899	38.6%	2331
	消防計画の作成	すべての事業所 が作成済み	856	36.7%	一部の事業所 が未作成	392	16.8%	全ての事業所 が未作成	1083	46.5%	2331
	共同防管協議事項届出	届出済み	831	35.6%	未届け	1500	64.4%				2331
	自衛消防訓練	年2回以上実施	361	15.5%	年1回実施	290	12.4%	未実施	1680	72.1%	2331
防災物品使用		違反無し	1321	60.8%	違反有り	850	39.2%				2171
消防用設備等	消火器・簡易消火用具	違反無し	1638	71.7%	違反有り	647	28.3%				2285
	屋内消火栓設備	違反無し	365	94.8%	違反有り	20	5.2%				385
	自動火災報知設備	違反無し	1143	61.3%	違反有り	722	38.7%				1865
	非常警報器具・非常警報設備	違反無し	1126	78.6%	違反有り	307	21.4%				1433
	避難器具	違反無し	1144	58.1%	違反有り	825	41.9%				1969
	誘導灯・誘導標識	違反無し	1300	57.2%	違反有り	971	42.8%				2271
その他	火気使用設備・器具	違反無し	1951	89.9%	違反有り	219	10.1%				2170
	消防用設備等設置届	届出済み	1633	88.4%	未届け	214	11.6%				1847
	防火対象物使用開始届	届出済み	1907	81.8%	未届け	424	18.2%				2331
	消防用設備等点検報告	報告済み	918	39.4%	未報告	1413	60.6%				2331
	避難施設の管理	指摘事項無し	1669	71.6%	指摘事項有り	662	28.4%				2331
	防火戸の管理	指摘事項無し	1915	82.2%	指摘事項有り	416	17.8%				2331

用途区分:【16項目】

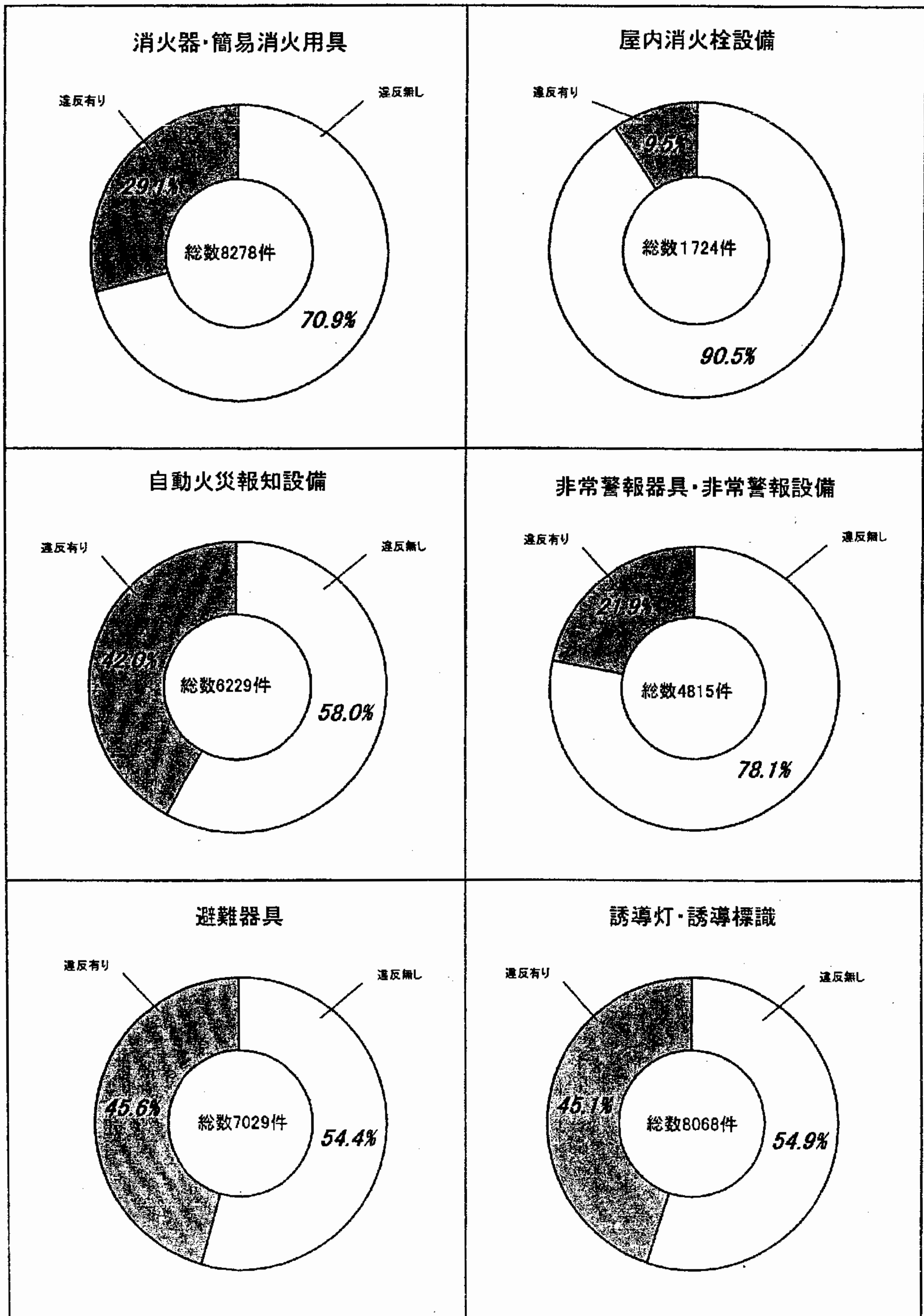
(立入検査実施対象物数:5841件)

項 目		対 象 物 数									合計
		違反無し			違反有り						
防火管理	防火管理者選任届	すべての事業所 が届出済み	2287	39.2%	一部の事業所 に未届け有り	1348	23.1%	全ての事業所 が未届け	2206	37.8%	5841
	消防計画の作成	すべての事業所 が作成済み	1981	33.9%	一部の事業所 が未作成	1228	21.0%	全ての事業所 が未作成	2632	45.1%	5841
	共同防管協議事項届出	届出済み	2585	44.3%	未届け	3256	55.7%				5841
	自衛消防訓練	年2回以上実施	1136	19.4%	年1回実施	695	11.9%	未実施	4010	68.7%	5841
防災物品使用		違反無し	3127	60.0%	違反有り	2086	40.0%				5213
消防用設備等	消火器・簡易消火用具	違反無し	4039	70.1%	違反有り	1724	29.9%				5763
	屋内消火栓設備	違反無し	1103	89.1%	違反有り	135	10.9%				1238
	自動火災報知設備	違反無し	2324	55.9%	違反有り	1836	44.1%				4160
	非常警報器具・非常警報設備	違反無し	2488	77.3%	違反有り	731	22.7%				3219
	避難器具	違反無し	2557	52.6%	違反有り	2300	47.4%				4857
	誘導灯・誘導標識	違反無し	2991	53.7%	違反有り	2583	46.3%				5574
その他	火気使用設備・器具	違反無し	4856	90.5%	違反有り	510	9.5%				5366
	消防用設備等設置届	届出済み	4156	87.2%	未届け	609	12.8%				4765
	防火対象物使用開始届	届出済み	4632	79.3%	未届け	1209	20.7%				5841
	消防用設備等点検報告	報告済み	2331	39.9%	未報告	3510	60.1%				5841
	避難施設の管理	指摘事項無し	4101	70.2%	指摘事項有り	1740	29.8%				5841
	防火戸の管理	指摘事項無し	4743	81.2%	指摘事項有り	1098	18.8%				5841

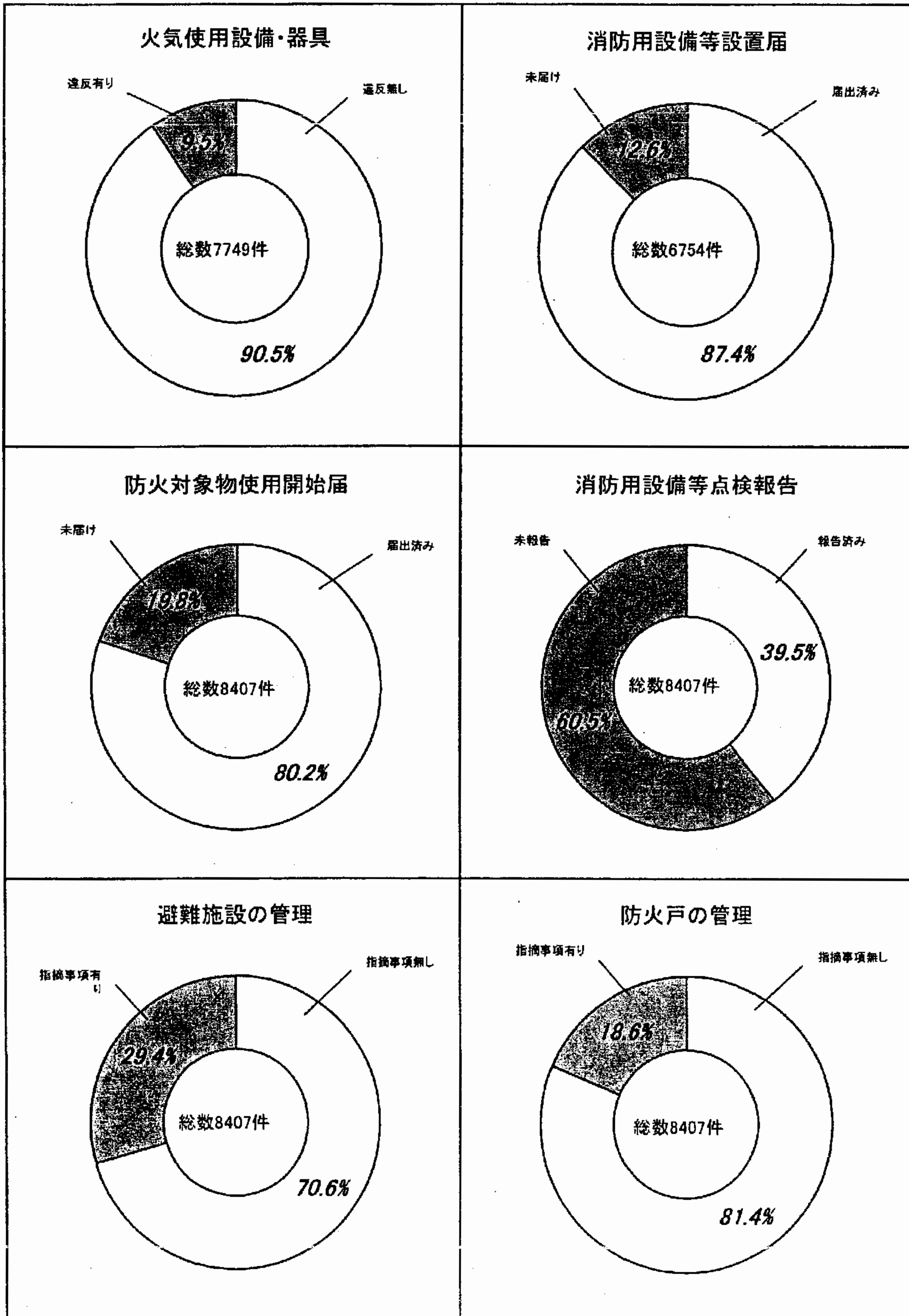
小規模雑居ビル立入検査結果報告結果表
用途区分【合計】
【防火管理関係】



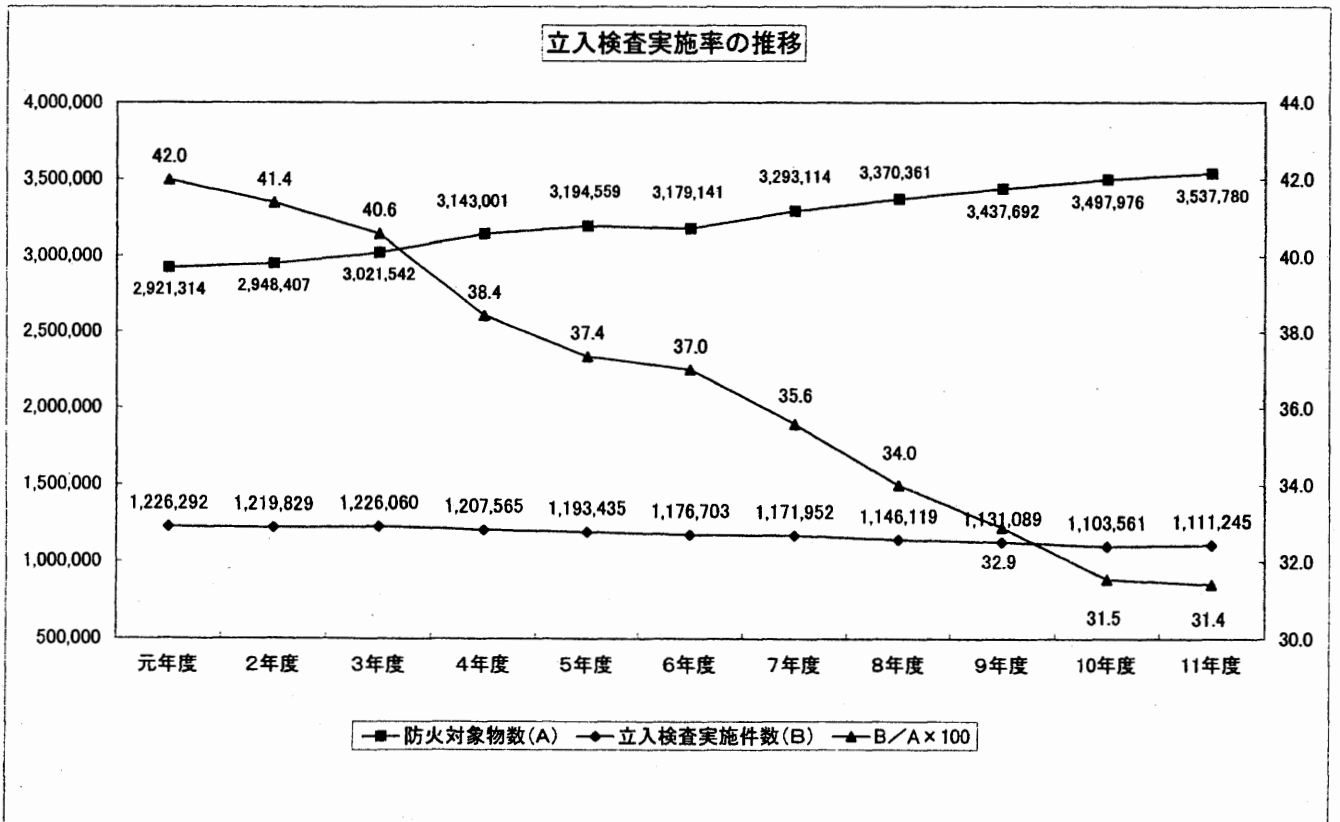
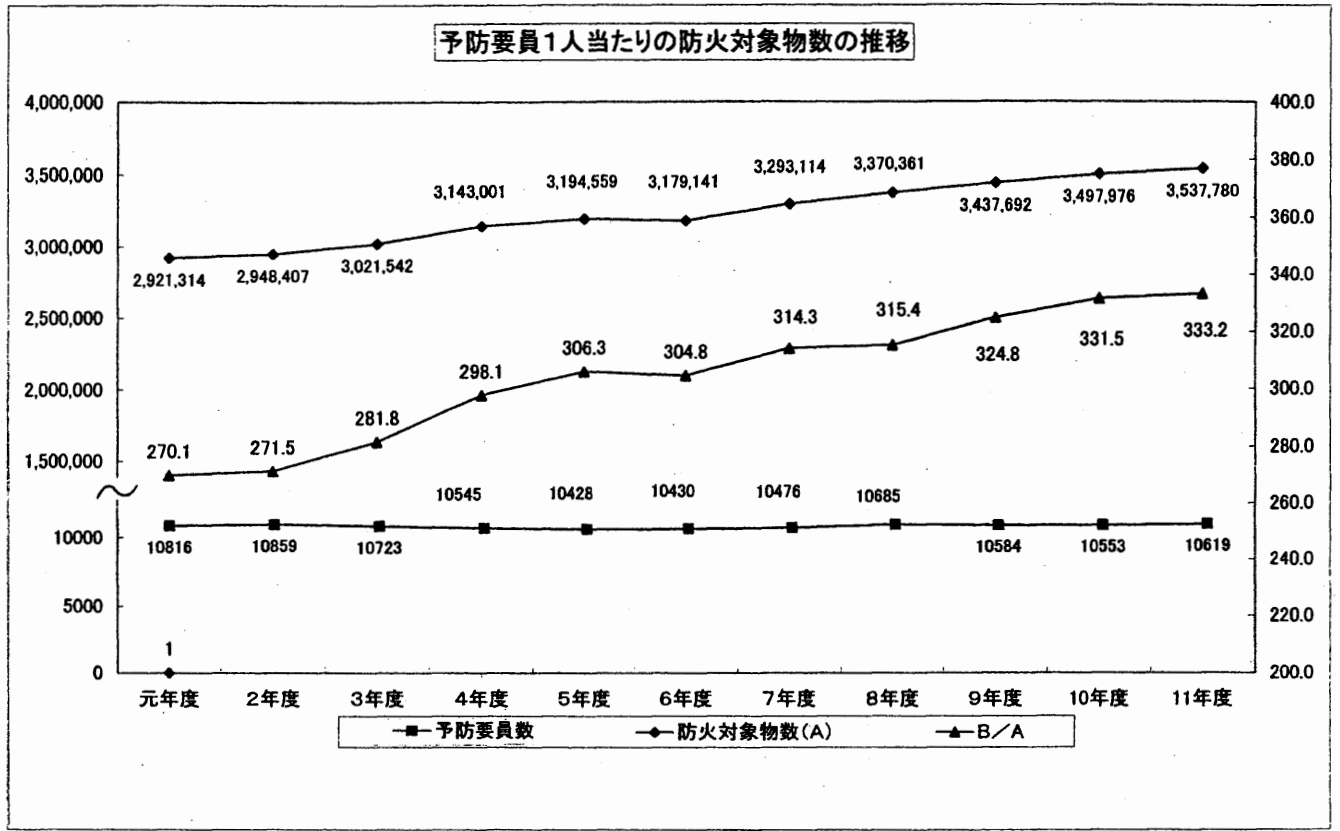
小規模雑居ビル立入検査結果報告結果表
 用途区分【合計】
 【消防用設備等】



小規模雑居ビル立入検査結果報告結果表
 用途区分【合計】
 【その他】

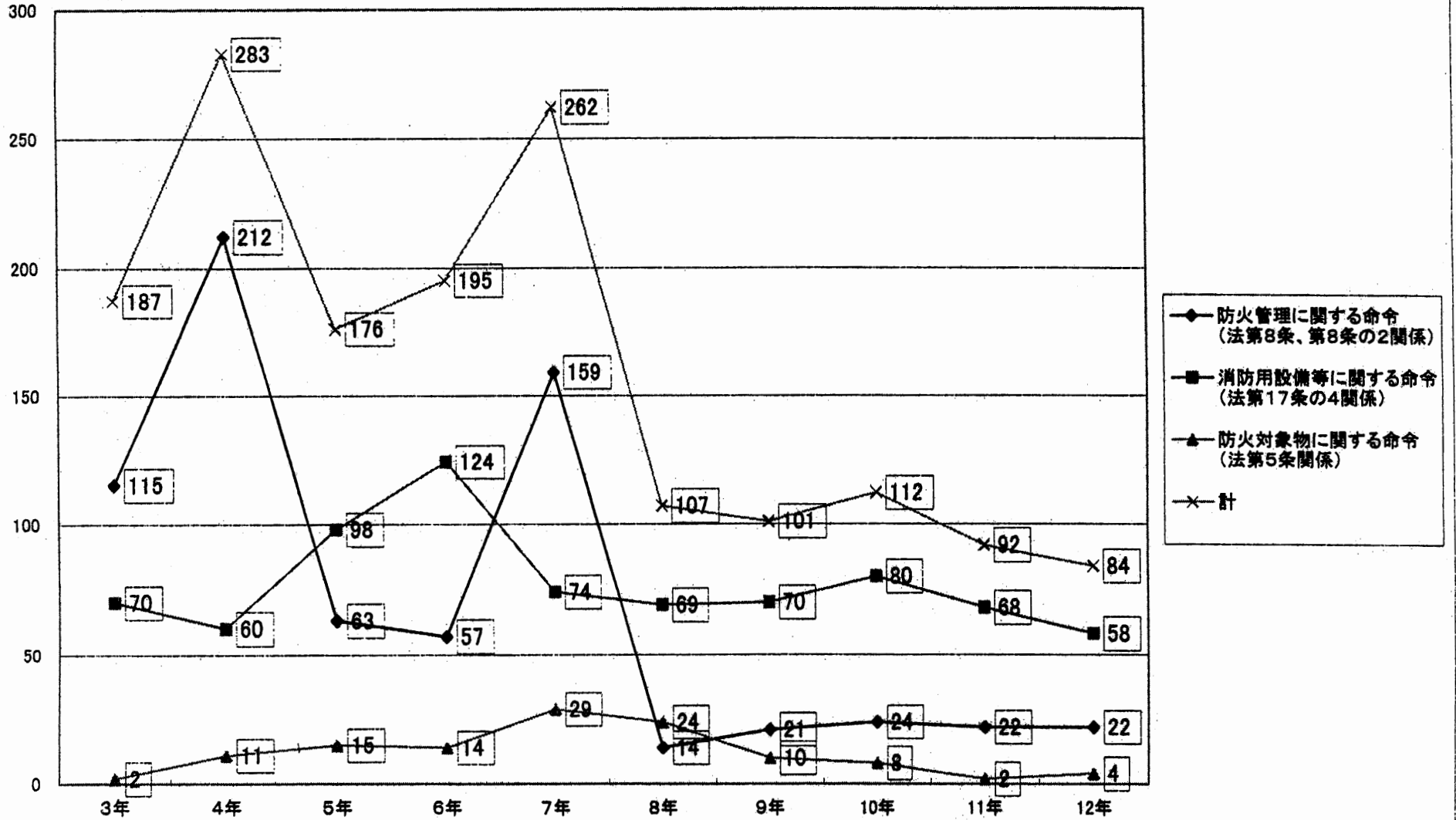


立入検査実施率の推移等



命令件数の推移

[平成2年=100]



消防法における防火対象物の火災予防関係の命令・罰則一覧

消防法条項	命令・義務	罰 則	
		規定違反（直罰）	命令違反
第3条第1項	屋外における火災予防措置命令		罰金20万円以下・拘留 (第44条第1号)
第4条	立入検査の受認義務等	罰金20万円以下・拘留 (第44条第2号)	
	資料提出命令等		罰金20万円以下・拘留 (第44条第2号)
第5条	防火対象物に対する措置命令		懲役1年以下・罰金50 万円以下(第41条第1 項第1号)、併科(同第 2項)
第8条第2項	防火管理者選任届出義務	罰金20万円以下・拘留 (第44条第6号)	
第8条第3項	防火管理者選任命令		懲役3月以下・罰金20 万円以下(第43条第1 項第1号)、併科(同第 2項)、両罰(第45条)
第8条第4項	防火管理業務措置命令		懲役6月以下・罰金30 万円以下(第42条第1 項第1号)、併科(同第 2項)、両罰(第45条)
第8条の2第3項	共同防火管理協議事項作成命令		無し
第8条の3第3項	防火対象物品の表示義務	罰金20万円以下・拘留 (第44条第3号)、両 罰(第45条)	
第17条の3の2	消防用設備等の検査受認義務、 設置届出義務等	罰金20万円以下・拘留 (第44条第3号の2、 第6号)	
第17条の3の3	消防用設備等の点検報告義務等	罰金20万円以下・拘留 (第44条第7号の3)	
第17条の4	消防用設備等の設置命令		懲役6月以下・罰金30 万円以下(第42条第1 項第7号)、併科(同第 2項)、両罰(第45条)
	消防用設備等の維持命令		罰金20万円以下・拘留 (第44条第8号)、両 罰(第45条)

消防防災支援要員について

1. 小規模雑居ビル等防火対象物に対する違反是正指導等

小規模雑居ビル、建設業付属寄宿舍等防火対象物（産業廃棄物処理施設を含む。）に対する違反是正措置を徹底するため、消防機関による違反是正を支援する者として、違反是正に資する知識や経験を有する者（建築、消防設備、電気設備、防火、警備、訟務等）を確保する。

また、防火対象物の関係者に対し、点検報告制度の普及・啓発を行うとともに、適正な点検実施のアドバイス等を行うため、都道府県保守協会等に消防用設備等に知見を有する者を確保する。

さらに、これらの防火対象物の実態把握に資するよう、申請・届出等及び防火対象物台帳等の電子化を推進する。

2. 災害に強い自立した個人の育成推進

国民全体が最低限必要な防災知識・技能を取得するために地方公共団体が実施主体となり、地域住民が参加できる講座を実施するための講師の確保を図る。

3. 学校等における救急救命技術の普及

大規模災害発生時において人命救助を効果的に行うためには、発災直後に適切な応急対策を講じることが必要である。このため、「救急救命普及員」を育成し、この普及により教職員に対し救急救命技術に係る訓練を行う。

4. コミュニティ防災マニュアル等作成

災害発生時に被害を最小限度にとどめるには、コミュニティ単位で防災マニュアル等を作成し住民との間で情報を共有しておくことが極めて重要であるため、コミュニティ防災マニュアル等の作成を支援する。

報道資料

平成13年11月13日
総務省消防庁

風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策
における風俗営業行政との連携

東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災の重大性に鑑み、風俗営業を含む防火対象物の防火安全確保を図るため、消防庁は、警察庁生活安全局生活環境課及び国土交通省住宅局建築指導課と協議の上、各都道府県消防主管部長に対して、平成13年11月12日付で下記事項を内容とした通知を発出しました。

記

- 1 風俗営業の許可や変更の承認の申請に係る風俗営業施設を含む防火対象物が、消防法令等に違反する疑いがあるとして、その確認が消防機関にあった場合の対応については以下のとおりとする。
 - (1) 確認があった防火対象物については、早急に立入検査等を実施するなどして実態の把握を行い、警察機関に回答を行うとともに、是正措置が必要となる防火対象物については、速やかに許可申請者等に接触し、是正指導を行う。
 - (2) (1)の是正指導に応じない場合は、警察機関と連携を図り、刑事告発を行うことを含め、消防機関において適切な措置を講じる。
- 2 消防機関と警察機関及び建築行政機関の相互の行政目的の達成に資するよう警察機関、建築行政機関と十分協議し、調整して、風俗営業の許可等に際して平素より警察機関、建築行政機関と連携を図るための仕組みを整備する。
- 3 消防機関の行う立入検査等を通じて、無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある防火対象物を発見した場合や重大な消防法令違反を指摘した場合は、警察機関にその旨を連絡するほか、必要に応じ関係行政機関の職員との合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、関係行政機関双方の行政目的に資するよう、関係行政機関との連携を図るよう努める。

連絡先	
予防課	勝見補佐・石井係長
電話	03-5253-7523 (直通)
	03-5253-7533 (代表)
	内線 7654・7665

避難器具設置基準表

防火対象物の区分	地階	2階	3階	4・5階	6～10階
(6)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 救助袋 避難橋
(1)項～(5)項 (7)項～(11)項	避難はしご 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
(12)項・(15)項	避難はしご 避難用タラップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
全ての防火対象物のうち避難階または地上に直通する階段が2未満のもの		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難ロープ 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋

注 避難はしごについては、4階以上の階に設置する場合は、金属製の固定はしごに限られている。

用途の指定

消防法施行令別表第 1

項	防火対象物 (網掛け部分は「特定防火対象物」)
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キヤバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所 ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(十六の二)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(18)	延長五十メートル以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

「特定防火対象物」とは、不特定多数の者が出入りするため、火災発生時の人命危険が大なる防火対象物をいう。

自動火災報知設備設置基準

特定用途					
令別表第1項目		用途名	一般	地階・無窓階 又は3階以上	
(1)項	イ	劇場等	300m ²	300m ²	
	ロ	集会場等			
(2)項	イ	キャバレー等		300m ²	3階以上 300m ² 地階・無窓階100m ²
	ロ	遊技場等			
(3)項	イ	料理店等			
	ロ	飲食店			
(4)項		百貨店			
(5)項	イ	旅館等			
(6)項	イ	病院等			300m ²
	ロ	福祉施設等			
	ハ	特殊学校等			
(9)項	イ	蒸気浴場等	200m ²		200m ²
(16)項	イ	特定用途の存する複合	延べ500m ² 以上でかつ 特定用途部分が300m ² 以上	(2)項、(3)項の用途部 分が100m ² 以上のもの	
(16の2)項		地下街	300m ²		
(16の3)項		準地下街	延べ500m ² 以上でかつ 特定用途部分が300m ² 以上		

非特定用途				
(5)項	ロ	共同住宅等	500m ²	300m ²
(7)項		学校等		
(8)項		図書館等		
(9)項	ロ	一般浴場		
(10)項		車両停車場		
(11)項		神社等	1000m ²	
(12)項	イ	工場等	500m ²	
	ロ	スタジオ等		
(13)項	イ	車庫等	500m ²	
	ロ	特殊格納庫	全部	
(14)項		倉庫	500m ²	
(15)項		前各号以外	1000m ²	
(16)項	ロ	非特定複合	各用途の基準に応じる	
(17)項		文化財	全部	